

土地境界確定の依頼

(1) 土地境界確定の依頼方法

土地境界確定は、依頼者が協議地を管轄する建設事務所長（以下「事務所長」という。）に依頼してこれを行う。依頼は、土地境界確定依頼書（様式例第1号）（以下「依頼書」という。）の提出によるものとする。

(2) 依頼者の要件等

依頼者の要件は、依頼地の所有権を有する者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めるところによる。

- ① 法人が所有者の場合は代表者とする。ただし、以下の場合はその者を依頼者とし、その旨を証する書面を添付するものとする。

ア 法人が解散した場合は清算人等、倒産した場合は破産管財人等とする。

イ 定款等において代表者以外に処理権限が与えられている場合は、当該定款に定める者とする。

ウ 特殊法人にあっては、法律、定款又は寄付行為に定める者とする。

- ② 依頼地の所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、相続人の代表者が依頼する場合は、相続関係図及び代表者以外の相続人全員の委任状（署名・押印されたもの）又は相続人の代表者が署名・押印した確約書（様式例第2号）を添付するものとする。

- ③ 依頼地が共有地である場合は、原則として共有者全員とする。ただし、共有者の代表者が依頼する場合は、代表者以外の共有者全員の委任状（署名・押印されたもの）又は共有者の代表者が署名・押印した確約書（様式例第3号）を添付するものとする。

- ④ 依頼者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人）である場合は、当該制限行為能力者の親権者、成年後見人、保佐人又は補助人等で、依頼者の財産に関する権限を有する者とする。なお、これらの場合は、その旨を証する書面を添付するものとする。

- ⑤ 依頼地が信託財産である場合は、委託者及び受託者の両方とする。

- ⑥ 依頼地の登記名義人以外（相続を除く）の者が所有権を有している場合は、所有権を有している者とする。ただし、この場合は、土地売買契約書等所有権を有することを証する書類（写し）を添付するものとする。

- ⑦ 公共事業施工のために境界確定を必要とする場合は、施工主体である国、地方公共団体又はその他の公的機関の代表者が所有者に代わって依頼することができるものとする。この場合は、当該公的機関の代表者を依頼者とし、所有者の委任状は不要とする。

- ⑧ 上記①～⑥の規定にかかわらず、所有者に代わって事務の一部を代理する場合は、その代理人が依頼書に委任状を添付のうえ、委任状に記載の事務を行うことができるものとする。上記⑦の場合は、公的機関の代表者から代理人に対する委任状とする。

(3) 依頼書の添付書類

依頼書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

① 位置図

縮尺 1/10,000～1/50,000 の地図とし、これに当該協議地及び依頼地を含めた赤色の○で表示したものとする。

② 案内図

住宅地図等の写しに依頼地を赤色で着色したものとする。

③ 公図の写し又は法第 14 条地図の写し

不動産登記法第 14 条に規定する地図又はそれに準ずるものとして法務局に備え付けられている図面（同法第 14 条第 4 項）で、依頼地、協議地及びそれぞれに隣接する土地（必要に応じ、対側地も含む）の広い範囲を転写したものに、次の事項を記載のうえ、依頼地を赤色で着色し明示したものとする。

ア 字名、地番及び地目

イ 転写年月日及び転写者の記名・押印

ウ 方位、縮尺

④ 協議地、依頼地の全部事項証明書及び隣接土地等の全部事項証明書又は登記事項要約書（写しでも可）。

隣接する土地については、隣接土地等所有者一覧表（様式例第 4 号）を以て全部事項証明書に代えることができる。原則として、依頼日の前 3 ヶ月以内に交付されたもの又は調査したものとする。

⑤ 隣接土地等所有者一覧表（様式例第 4 号）

協議地及び依頼地に隣接する土地の「地番」「地目」「地積」「所有者の住所・氏名」等を法務局の情報で調査のうえ記載したもの。原則として、依頼日の前 3 ヶ月以内に調査したものとする。

⑥ 地積測量図の写し

法務局に備え付けられているもので、協議地、依頼地及び隣接土地等その他土地境界協議に必要と判断される土地にかかるものとする。

⑦ 参考資料

土地境界協議に必要と思われる実測図、写真、文献等の各種資料を添付するものとする。

⑧ その他

公共事業施工のために国、地方公共団体等が、境界確定を依頼する場合は、計画平面図、横断図など上記記載の資料以外を別途求めることができるものとする。

(4) 依頼書の印鑑等の取扱い

依頼書には、依頼地の所有権を有する者が署名・押印するものとする。

ただし、代理人が申請する場合で、依頼者が署名・押印した委任状を添付すれば、依頼者の欄に依頼者の住所・氏名を記載（押印は不要）し、代理人の欄に代理人が署名・押印（職印）すればよいものとする。

(5) 官民境界のみを確認する場合の取扱い

依頼者の希望により、現地で官民境界のみを確認する場合は、土地境界協議依頼書（様式例第1号1）を使用し、事務所長あて依頼するものとする。

この場合は、土地境界確定書の作成は要しないものとする。

なお、土地境界協議依頼書の添付書類等は、依頼書に準ずるものとする。